

■ 市民、事業者、市のパートナーシップの構築

～各主体の自主的活動の促進と三者の連携～

重点 目標

市民、事業者、市の三者の多様な連携・交流を促す機会の創出や支援等を推進し、パートナーシップによる施策の展開を目指す。

施策の概要

計画の望ましい環境像を実現していくためには、市内のあらゆる主体に環境への取組が浸透し、自主的な取組が促進されるとともに、各主体が的確な情報と問題意識を共有し、共通の理解や合意を形成して取り組んでいくことが重要となります。

そのためには、各主体が有機的な連携をもって活動できるよう、環境コミュニケーションを図りながら、市民、事業者、市による三者のパートナーシップを構築し、各主体の負担と役割に応じた自主的な取組を推進するため、「地域活動組織の自立的発展の支援」をはじめとする次の施策を重点的に取り組みます。

重点的取組事項の実施状況

●地域活動組織の自立的発展の支援

- ・ **かわさき地球温暖化対策推進協議会の各部会の取組の支援**
【「地球温暖化対策の推進」に係る重点分野に掲載】

●市民・事業者等による自主的活動の支援

- ・ **市民が行う自主的活動を促すため、助成金等による支援を行っています。**
【「第5章基本計画の総合的推進施策」経済的手法の活用に掲載】

●三者の多様な連携を促す機会づくりの推進

- ・ **「環境パートナーシップかわさき」会議の場を活かした連携の推進**

「環境パートナーシップかわさき」は、市、市民及び事業者の協働による環境についての地域における活動を促進するため、協議組織、相互に交流する機会等に関する支援措置として、環境基本条例第15条第2項に基づく組織で、2001年6月に発足しました。

メンバーは、地域の環境関連活動団体組織の推薦、市民公募等により選任された市民、事業者、市職員の30名以内で構成されています。

2005年6月から第3期の活動として、「大気汚染一般部会」、「水と緑の保全部会」、「循環型社会への転換部会」、「住みやすい・街づくり（交通）部会」、「環境教育・ネットワーク部会」の5部会を設置し、各テーマについて理解を深めるための調査活動を行い、2007年5月末で終了しました。各部会が行った主な活動内容は、次のとおりです。

第3期「環境パートナーシップかわさき」部会別活動内容

部 会 名	主な活動内容
大気汚染一般部会	「川崎市成人ぜん息患者医療費助成制度」の全市拡大への経過などについての確認、考察等
水と緑の保全部会	校庭の芝生化や臨海部の緑などについて実態調査・アンケート調査の実施
循環型社会への転換部会	「1店1エコ活動」や「生ごみの堆肥化活動」などの事例調査等の実施
住みやすい・街づくり（交通）部会	宮前区の交通調査とコミュニティバスの実現に向けた考察
環境教育・ネットワーク部会	今後の環境教育・学習のあり方について検討し、実践事例調査と提言

2007年9月から第4期の活動として、「大気汚染公害一般部会」、「水と緑の保全・環境教育部会」、「循環型のまち部会」、「住みやすい街づくり部会」の4部会を設置し、各テーマについて理解を深めるための調査活動を行っています。

・各地域活動組織のネットワークの構築

市では、市民との協働のまちづくりのために、2001年9月に「川崎市市民活動支援指針」を策定しました。この指針では、市民主導型の「中間支援組織」が機能するような環境の整備に

環境コミュニケーション

持続的な社会の構築に向けて、市民、行政、事業者、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境への負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するのではなく、利害関係者の意見を聞き、検討することにより、互いの理解と納得を深めていくこと。

努めるとしてありますが、この「中間支援組織」は、市民活動団体の仲介組織・交流促進組織・連合組織であり、各地域活動のネットワークの構築に資することが期待されます。

具体的な取組として、市民活動支援指針の円滑な執行と、市民活動の一層の活性化を図ることにより、市民主体の活力ある地域社会を実現するため、「川崎市市民活動推進委員会」を発足し、かわさき市民活動センターの開設に向けた検討を行い、2002年11月に同委員会から提言を受け、2003年4月にかわさき市民活動センターを開設しました。かわさき市民活動センターでは、環境、福祉、まちづくり、国際協力、教育などさまざまな分野で課題解決に向けて取り組む市民の方の自発的な活動を支援しています。

・三者協働によるパートナーシップ型の活動の推進

1 新川崎創造のもり暫定緑化事業

2003年度に「新川崎創造のもり」の未整備地区のうち、今後の土地利用に影響が少なくと考えられるエリアに暫定緑化を行いました。

事業にあたっては、地元の町会の方々ははじめ「緑の広場」や「ふれあい花壇」などで活動を行っている方々とのワークショップ方式(全9回)により具体的整備、今後の管理についての検討や市内の活動団体や地元小学校、企業から提供していただいたクヌギやコナラの苗木約250本の植樹を行いました。

現在、これら植樹された苗木の生育に必要な剪定等の管理は、地元の方々のご厚意により適正に行われています。

また、新川崎地区整備事業に伴い、新川崎地区公園整備予定地について、多くの皆様にも親しんで頂ける公園としてどのような整備が必要か、地元町会の方々や暫定緑化用地にて活動を行っている方々と検討会を行いました。

2 生田緑地の基本構想と整備基本計画の策定、及び管理計画の策定と実践

これまでの生田緑地整備の基本構想は、1991年度に策定された「生田緑地アーバンリゾート整備計画」で、これを基に整備を実施してきましたが、向ヶ丘遊園の閉園など生田緑地を取り巻く環境が変化してきたことを背景に、整備構想の見直しが必要となりました。そこで、できるだけ多くの方々の意見を反映するために、市民参加によるワークショップ手法を用い、2003年度に「生田緑地整備構想」、2004年度には「生田緑地整備基本計画」を策定しました。

この基本計画で示された今後の取組みを推進するためには、市民と行政のパートナーシップに基づく管理運営を推進する「管理運営体制づくり」が重要な鍵であるため、2005年度には、管理運営を担う市民の参加によるワークショップにより「生田緑地管理計画」を策定しました。この計画は、協働をテーマとして「守る」「高める」「広める」の視点から「市民ができること」「行政がやるべきこと」「協働で行うこと」を管理項目ごとにまとめ、実践のための指針とすることを目的に策定し、具体的な管理メニューが提示されました。

また、この管理計画の中で結成を提言された、活動団体、個人及び行政機関からなる「生田緑地管理運営協議会」が2006年8月に設立され、その後、生田緑地の管理や利用の「よりどころ」となる「生田緑地憲章」を、パブリックコメントの募集を経ながら2007年3月に制定しました。これにより協働による体制が整い、新たな管理の実践を目指しています。

3 市民健康の森

緑の保全と創造及び地域コミュニティの形成を目的とした、「市民健康の森」づくりを、地域住民等と行政のパートナーシップで行っています。完成後は、住民が主体的に市民健康の森の管理運営を行っていきます。そのための活動組織が2001年度に中原区、宮前区及び麻生区で、2002年度に幸区、高津区及び多摩区で設立されました。2003年度には川崎区で設立され、全ての区において活動組織が設立されました。

4 「多摩川エコミュージアムプラン」の趣旨に沿った市民活動の支援

市民・企業・学校・行政のパートナーシップで「多摩川エコミュージアムプラン」が推進されています。この「多摩川エコミュージアムプラン」は、市制70周年記念事業をひとつの契機として構想づくりが進められたもので、その情報発信センターとして「ニヶ領せせらぎ館」が位置付けられています。この「ニヶ領せせらぎ館」を中心として、様々な市民活動

が展開されており、その中枢組織として、NPO 法人多摩川エコミュージアムが設立されました。

川崎市が進める「多摩川エコミュージアムプラン」の推進と、「ニケ領せせらぎ館」の管理運営については、NPO 法人多摩川エコミュージアムと川崎市が協定書を締結し、協働して事業を実施しています。「多摩川エコミュージアムプラン」推進に資する事業として、多摩川を活かした市民の環境学習および、学校教育や水辺の楽校における子どもたちの環境学習や体験活動の支援、せせらぎ館の活動やプラン推進に関する情報誌「エコ・多摩川」の発行、せせらぎ館ホームページの更新などについて、川崎市と協働で企画、実施しています。また、2008年1月から大師河原水防センターを拠点とした、市民による環境学習等の活動が始まりました。



等々力水辺の学校

・環境コミュニケーションの促進による三者の有機的な連携

市民、事業者、行政、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するため、環境への負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、様々な場において、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、お互いの理解を深めていくことが重要です。市では、市民、事業者等が様々な場に参加できる機会を設けています。

「川崎市化学物質に関するリスクコミュニケーションを進める会」

【「化学物質の環境リスクの低減」に係る重点分野に掲載】

審議会等行政機関への参加

- ・環境審議会（2006年度：市民代表13名、学識経験者17名）、環境影響評価審議会（2007年度：市民代表7名、学識経験者13名）等、条例により設置された審議会の市民代表として、市民が審議に参加しています。なお、環境審議会の市民代表13名のうち、6名、環境影響評価審議会の市民代表7名のうち2名は市民公募により選任されています。
- ・川崎市自動車公害対策推進協議会（関係団体6名、関係機関8名、市民代表3名、市職員2名で構成）の要綱により設置されている組織の関係団体や市民代表として、市民や事業者が参加しています。
- ・地域で活動する廃棄物減量指導員（1,823名）等、条例によって設置されている指導員として市民が参加しています。
- ・川崎市ごみ減量推進市民会議（2006年度：要綱により設置）には、市民活動団体、学識経験者、廃棄物減量指導員のほか、事業者や公募市民（4名）が委員として参加しています。

公聴会への出席、意見書の提出等による参加

・環境影響評価制度における意見書の提出

環境影響評価条例に基づく意見書の提出、公聴会への参加が制度として定着しています。2007年度は、審査書の公表のあった事例が17件あり、このうち12件について1,089名6,889通の意見書が提出され、公聴会が1回開催されました。

・環境基本計画年次報告書に対する意見書の提出

2007年度版環境基本計画年次報告書については、意見書3通、意見項目数10件が提出されました。なお、主な市民意見と市の対応措置は、第6章に掲載しました。